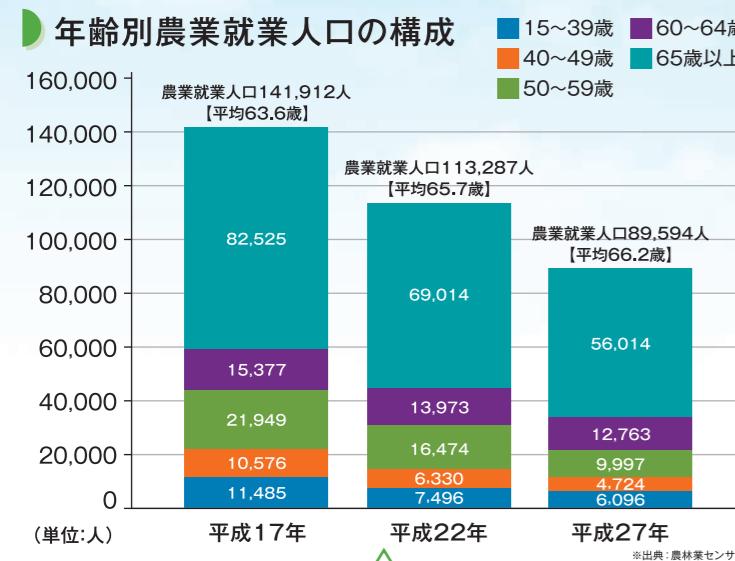
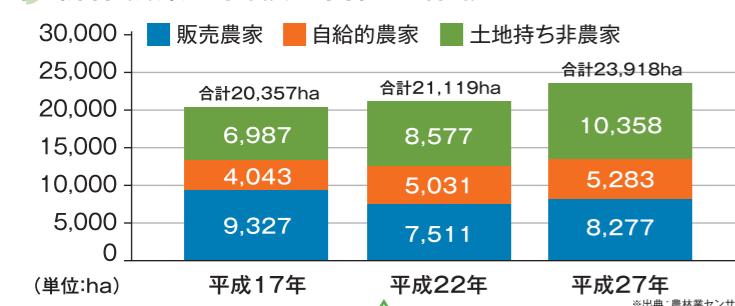


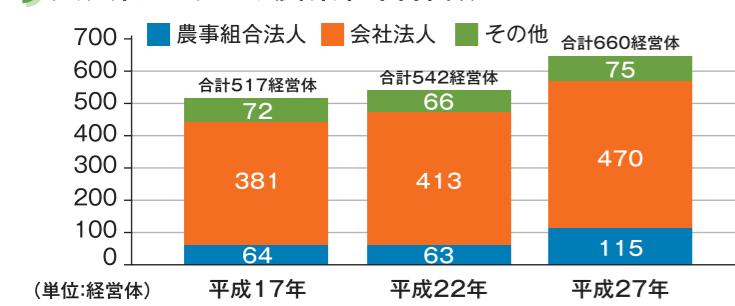
データで見る茨城県の農業の現状



耕作放棄地面積の内訳の推移



法人化している農業経営体数



茨城県の担い手が利用する農地面積の目標

(単位:ha)

項目	平成25年	令和5年(10年後)
茨城県耕地面積	173,000(H25)	173,000(H25)
うち担い手が利用する面積	45,396(H22)	114,180
担い手への集積率	26.2%	66%

資料:茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

皆さんの農地を守るために、担い手に農地を集積し、有効利用することが今後より一層求められます。

農地中間管理事業のしくみ

出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続
- でお困りの方



貸付

農地を貸すメリット

- 貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。
- 設定した地代は機構から確実に支払われます。
- 貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 相続税、贈与税の納税猶予措置が継続されます。

〈農地を貸したい〉

1 貸付希望の申出

貸付希望の方は、市町村の農政担当窓口までご相談いただき、「貸付希望申出書」を提出してください。

2 農地状況の確認

貸付希望農地の状況(現状、面積、権利関係、希望賃料等)について、確認させていただきます。
※確認の結果、借り受けできない農地もあります。

3 借受手続

機構の定める基準により、借り受けが可能となった場合、機構が借り受けけるための手続きを行います。
※具体的な貸付期間や賃料等の諸条件について協議します。

4 農地中間管理権の設定(借受)

市町村における「農用地利用集積計画」の公告により、機構での農地中間管理権(借受)が設定されます。

茨城県農地中間管理機構 (農地バンク)

借受と転貸

市町村・農業委員会と連携し農地の集積・集約を進めます。

受け手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けます。

受け手への貸し付けが決まるまでの間、農地を管理します。

簡易な条件整備を行います。
(受け手の要望により)

受け手

- 規模拡大
- 農地の集約化
- 新規参入をお考えの方



農地を借りるメリット

- 長期の借入期間により(原則10年)安定した営農が可能です。
- 地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が出し手へ個別に支払います。
- 分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
- 耕作ができなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

〈農地を借りたい〉

1 借受希望申込

借受希望の方は、借りたい農地が所在する市町村の農政担当窓口までご相談いただき、「借受希望申込書」を提出してください。

2 借受希望者の公表

借受希望された方の氏名、借受希望内容を公社ホームページで公表いたします。
(農地を借りるために公表される必要があります)

3 農地のマッチング

貸付期間や賃料等の諸条件について調整のうえ、借受希望内容に適合する農地について、貸付(転貸)に向けたマッチングを行います。

4 貸借権等の権利を設定

機構が「農用地利用配分計画」を作成し、県の公告によって受け手に貸借権等の権利が設定されます。

〈借り受ける農地の基準〉

- 市街化区域以外の農地
- 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- 当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できること
- 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること
- 開発して農地又は農業用施設に利用することが適当な土地

確認事項

- 自己所有農地ですか?
(相続手続きが済んでいない農地については、権利者の同意が必要です。)
- 土地改良区賦課金の滞納はありませんか?
- 農地に賃借権等の権利を設定していませんか?
- 大型農業機械が通行可能な進入路(概ね2.5m)が確保されていますか?
- 隣接地との境界が明確ですか?
(畠の場合、隣接地との境界等の確認を行います。)

※機関の借受期間は、原則として10年以上とします。
※15年以上の借受期間を設定した農用地等については、「土地改良法第87条の3第1項」の土地改良事業が行われることがあります。
※機関が借受後、2年間経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に返還することになります。
※出し手・受け手のマッチングが整っている場合には集積計画のみで賃借権等の権利を設定することが可能(集積計画一括方式)